

平成24年5月
復興庁

福島復興再生のための基本方針・諸計画の関係

福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日公布・施行）

（全県）

【福島復興再生基本方針】

（県の意見を聴いて、閣議決定
（県は、市町村の意見を聴いて国に意見））

基本方針に即して作成

【産業復興再生計画】

県が作成し、内閣総理大臣が認定

【重点推進計画】

県が作成し、内閣総理大臣が認定

（避難区域）

【避難解除等区域復興再生計画】

県の申出に基づき、国が策定

4月22日福島復興再生協議会に提出したもの

平成24年4月22日

復興庁

福島復興再生基本方針骨子（素案 調整中）

この骨子（素案）は、福島復興再生基本方針の策定に当たっての構成の確認や意見集約等のために作成したものである。各項目の詳細な内容については今後、福島県や県内市町村等のご意見を踏まえ、骨子項目も含め、修正を行うものであり、この骨子の項目に盛り込まれていない項目についても、基本方針に盛り込まれることがある。特に、第2については、避難者の帰還に向けた検討の進捗に応じて、大幅な変更が可能である。

平成24年3月30日に成立し、翌日公布、施行された福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）において、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することとされた。このことを真摯に受け止め、法第5条第1項の規定に基づき、政府は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、福島復興再生基本方針を定める。

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義

- ・ 法の目的の明示
- ・ これまで福島の果たしてきた役割、福島の置かれている特殊な諸事情等
- ・ 国が原子力災害からの福島の復興及び再生に関する責務を総力を挙げて実行していくことが、東日本大震災からの我が国の復興と日本の再生のために不可欠（「福島の再生なくして、日本の再生なし」という考え方を明示）

2 原子力災害からの福島の復興及び再生の目標

- ・ 以下の目標を実現するため、各種の取組を重点的に推進し、「目指すべきふくしまの姿」の実現と「新生ふくしまの創造」を後押し

① 安心して暮らすことのできる生活環境の実現

- ・ 安心して暮らし、子どもを生み、育てることのできる生活環境づくり等

② 地域経済の再生

- ・ 風評被害対策、再生可能エネルギー・医療関連産業等の創出・集積、国際的な研究開発拠点の整備等

③ 地域社会の再生

- ・ ふるさとへの帰還、公共インフラの整備、長期避難者との絆の維持等

3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢

- ・ 法に定める基本理念
- ・ 福島の復興及び再生に向けた基本姿勢
 - ① 福島全域と避難解除等区域等という二つの観点からの取組の推進
 - ② 原子力災害による被害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な取組の実施
 - ③ 単なる復旧にとどまらない先導的な取組の推進
 - ④ 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の結集
 - ⑤ 長期にわたる財源の確保と国、県、市町村が一体となった施策の実施

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- ※ 1及び4については、避難者の帰還に向けた検討の進捗に応じて記載内容を拡充。
- ※ 避難者の帰還、長期避難者への支援についての課題を踏まえて必要な制度的枠組の検討について記載。

1 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

(1) 避難解除等区域等の復興再生の道すじ

- ・ 段階的な帰還に向けた考え方、方向性等
- ・ 避難解除等区域の復興及び再生に当たり、整備の条件が整った地域から、地域全体の整合性に留意しつつ、計画的・段階的に復興・整備を進めていく必要があること、その際、県及び市町村が策定する復興計画等に沿って、交通インフラなどの復旧、生活環境の整備、産業・雇用の再生などの幅広い事項が一体的に進められる必要があること等

(2) 避難解除等区域の産業の復興及び再生

- ・ 農林水産業、商工業等の復興・再生や雇用の再生のために講ずる措置等

(3) 道路、港湾、海岸等の公共施設の整備

- ・ 道路、港湾、海岸等の国の代行等による速やかな復旧、並びに復興及び再生のための必要な施設の整備等

- ・ 鉄道の復旧に対する適切な指導

(4) 生活環境の整備

- ・ モニタリング情報の提供等による放射線からの安心・安全の確保や、上下水道、ごみ処理、電気・ガス、住宅、医療、福祉、教育、保育、防災等の生活に不可欠なサービスの確保等

- ・ 公共施設・公益的施設の点検、清掃、職員の募集等、それらの施設機能を回復させるために講じる措置等

(5) その他

- ・ 自治体機能、行政サービス、防犯・治安、消防・防災、住民ネットワークの維持、絆・つながりの再生 等

2 課税の特例

- ・ 特例の趣旨等
- ・ 避難解除区域において適用される課税の特例（特別償却や税額控除等）の内容等

3 居住の安定確保

- ・ 特例の趣旨等
- ・ 避難指示区域から避難している住民の居住の安定を確保するための措置（公営住宅法の特例、都市再生機構や住宅金融支援機構の業務の特例、居住安定協議会）の内容等

4 将来的な住民の帰還を目指す区域における取組（長期避難者への支援等）

- ・ 避難解除等区域以外の将来的な住民の帰還を目指す区域においても、関係市町村等の意向を十分に勘案し、将来的な住民の帰還に向けて必要な準備のための取組を行うことや、当分の間、帰還できない住民の生活安定のための支援を行うこと、避難者を受け入れている地方公共団体への支援措置等

5 避難解除等区域復興再生計画の策定手続

- ・ 作成主体、計画の記載事項、福島県知事等の意見聴取等の手続等
- ・ 意見聴取は、福島県知事や関係市町村長の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等

第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 健康管理調査の実施の支援

- ① 福島県が行う健康管理調査の実施のための各種特例の内容
- ② 技術的な助言、情報提供等の国の支援措置 等

2 健康増進等を図るための施策の支援

ホールボディカウンター等を活用した被ばく放射線量評価等への支援 等

3 農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援

- ① 農林水産物、食品（加工品）の放射能濃度測定のための検査機器の導入支援
- ② 安全基準の設定・運用 等

4 除染等の措置等の迅速な実施等

- ① 放射線物質汚染対処特措法及び同法第7条に基づき策定した基本方針（平成23年11月11日閣議決定）を踏まえ、除染等が迅速かつ効果的、効率的に実施されるよう必要な措置を講ずること
- ② 除染等の措置等の実施にあたり福島の住民が雇用されるよう配慮すること 等

5 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置

- ① 校庭等の表土改善や通学路等の除染への支援
- ② 学校等の給食の検査への支援 等

6 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等

- ① 環境回復のための福島における研究開発拠点整備
- ② 放射性物質による環境の汚染の除去等の福島における調査研究等の実施
- ③ 関連国際機関の機能や国際会議の誘致の促進 等

7 国民の理解の増進

- ① 放射線に関する健康上の不安の解消等のため、リスクコミュニケーション事業への支援

- ② 放射線に関する教育の円滑な実施に向けた必要な支援 等

8 教育を受ける機会の確保のための施策

- ① 学校施設の災害復旧事業に対する支援

- ② 被災児童生徒等に対する学習支援等のための教職員の配置

- ③ 多様で手厚い就学支援の実施やスクールカウンセラー等の派遣、自然体験活動を含む教育支援の取組に対する支援 等

9 医療及び福祉サービスの確保のための施策

- ① 医師・看護師の確保を含めた医療提供体制の整備等に対する支援等

- ② 地域包括ケアの推進 等

10 その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ① 子育て支援のための取組の推進

- ② 心のケアの促進等

- ③ 飲料水の検査体制整備支援 等

第4 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する基本的な事項

- ・ 農産品、加工商品、工業製品、観光等への被害の状況を踏まえ、まず風評被害の回復に万全を期す必要があり、福島全体を対象として相互の取組を有機的に連携させ、一体的かつ総合的に風評被害の解消に向けた取組を行うこと等

- ・ さらに、エネルギー産業の再生や物流網の再構築、地域ブランドの再生をはじめ、あらゆる産業の復興・再生を図ること等

- ・ 産業の復興及び再生と新たな産業の創出等の連携による地域経済の活性化や雇用の安定・拡大等

2 産業の復興及び再生に係る規制の特例

- ・ 特例の趣旨等

- ・ 福島県知事が産業復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで規制の特例が適用される産業復興再生事業（福島特例通訳案内士育成等事業、商品等需要開拓事業、新品種育成事業、地熱資源開発事業、流通機能向上事業等）の内容等

3 復興特区法の特例

- ・ 特例の趣旨等

- ・ 法において定める復興特区法の特例（課税の特例）に関する内容等

4 風評被害対策など産業の復興及び再生のための施策

- ・ 産業の復興及び再生のために政府が実施する、以下の施策の具体的な内容等

① 農林水産業の復興及び再生のための施策

- 消費拡大の促進、農業・加工用施設の整備、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等、農地・森林の除染技術等の開発、水産基盤整備、農業生産基盤整

備、森林整備、治山事業等に対する支援、人材の育成・確保 等

② 中小企業の復興及び再生のための施策

研究開発の促進、施設の復旧・整備の促進、資金繰り支援、経営相談体制の強化、二重債務問題の解決に向けた支援 等

③ 職業指導等の措置

就職支援や公的職業訓練の実施、産業政策と一体となった雇用面での支援、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会の確保 等

④ 観光の振興等

・ 国内外からの観光旅客の来訪促進、観光地の魅力増進、宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流推進等の支援

- ・ 独立行政法人国際交流基金による福島の国際交流推進への協力 等

⑤ その他の風評被害対策

- ・ 農産品や鉱工業品の販路拡大のための支援
- ・ 情報発信、消費拡大機運の醸成 等

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

1 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

・ 福島県知事が作成する産業復興再生計画の内閣総理大臣への認定申請の手続、計画の記載事項、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項、法令解釈事前確認制度、計画の認定基準等

2 新たな規制の特例等の提案の受付及び対応に関する基本的な事項

・ 福島の創意工夫をいかし、原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るための新たな規制の特例等の提案制度の概要、提案の方法、提案を受けた政府の対応、福島復興再生特別意見書制度の概要等

3 その他産業復興再生計画に関する基本的な事項

・ 産業復興再生計画の変更に当たって必要となる内閣総理大臣への認定申請の手続や、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取
は関係市町村長等の意見が十分に
反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等

第6 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進に関する基本的な事項

・ 再生可能エネルギー源の利用や医薬品及び医療機器に関連する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への重点的な推進についての基本的な方向性

2 新たな産業の創出等のための施策

- ・ 新たな産業の創出等について、福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受け

た重点推進計画の実施のための以下の施策の具体的内容等

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による工場用地の無償譲渡
- ② 研究開発の推進等のための施策（再生可能エネルギーの研究開発等に必要な措置、福島県立医科大学における医薬品等の開発拠点整備等）
- ③ 企業の立地の促進等のための施策（原子力災害等復興基金、人材の育成・確保、新たなソーシャルビジネスの創出等）
- ④ その他新たな産業の創出等のための法令上の手続の円滑化その他の措置

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

1 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 福島県知事が作成する重点計画の内閣総理大臣への認定申請の手続、計画の記載事項、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長等の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項、計画の認定基準等

2 その他重点推進計画に関する基本的な事項

- ・ 重点推進計画の変更に当たって必要となる内閣総理大臣への認定申請の手続や、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取
は関係市町村長等の意見が十分に反映
されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

- ・ 復興特区法に基づく施策の連携として、同法との関係のほか、同法に基づく復興推進計画と本法に基づく産業復興再生計画等の認定手続の柔軟な取扱い等
- ・ 原子力災害に係る紛争について法テラスの活用等

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島の復興及び再生に当たって、国は第1から第8に加え、以下の取組を実施。なお、こうした取組の前提として、まずもって、原子力災害の被害者に対する東京電力株式会社による迅速、公平かつ適正な賠償を促進。

1 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・ 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な以下の措置を記載
 - ① 雇用・居住の安定確保や地域公共交通の維持・確保その他の生活の安定を図るための措置
 - ② 原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合の医療及び福祉にわたる総合的な措置
 - ③ 再生可能エネルギーの研究開発及び導入のために必要な財政上の措置並びに福島県が電源立地地域対策交付金を辞退した趣旨を踏まえた財政上の措置の検討
 - ④ 復興交付金等の財政上の措置について、府省横断的かつ効果的な活用等
 - ⑤ 住民の健康を守るための基金等（福島県民健康管理基金等）に係る財政上の措

置等

- ⑥ 復興大臣による適切かつ迅速な勧告等

2 国、福島県及び県内市町村との間の連携並びに推進体制等

- ・ その他福島の復興及び再生に関し必要な以下の事項を記載
 - ① 政府における推進体制、復興庁の役割、施策のフォローアップ・情報の共有
 - ② 福島県及び県内市町村との役割分担・連携と自主性・自立性の尊重
 - ③ 原子力災害からの福島復興再生協議会の活用
- ## 3 福島県知事による基本方針の変更の提案及び法の規定の見直し
- ・ 福島県知事による基本方針の変更についての提案がなされた場合における手続や福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長等の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等
 - ・ 法附則に基づき、施行後3年以内に法の施行の状況や原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等を勘案し、課税の特例を含め、法の規定について必要な見直しを行うことに加えて、必要な見直しへは、法の施行後3年を待たずに迅速に行うこととし、必要がある場合には法令の改正等を行うこと等

福島復興再生特別措置法

平成24年3月30日 参議院で可決・成立
平成24年3月31日 公布・施行(一部規定を除く。)

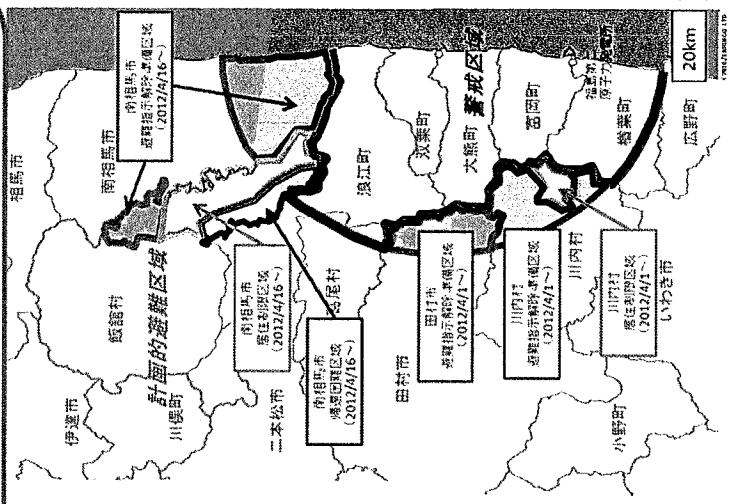
目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたこととに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
・基本理念として、安心して暮らしを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の継続的及び再生、住民一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の維持、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など
・国の責務として、原子力災害からの福島の復興・再生に関する施策を総合的に策定し継続的、迅速に実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために基本的な方針方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政策が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等

5



壁塗解金等の区域の復興及び再生等①特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」（示の牛山により示が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進するための計画
 - 引玉学長：引玉の意義、目標、起算年、平成の復興・再生、道央、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備、将来的な住まいの付与等を目標とする区域の避難指示の解除後の海岸のための取組等
 - ・国による公共施設の工事の代行等（土地改良、漁港、砂防、海岸、道路、海岸、地すべり防止、河川、急傾斜地崩壊防止）
 - ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
 - ・課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
 - ①事業用設備等の特別償却等（解説の10年間の即時償却等）
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた10%から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）
 - （注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
 - ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保

- 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
- ・被ばく放射線量の推計や子どもへの甲状腺がん検診などの健診調査の実施に関する必要な措置、健康増進等を図るために施設の支援のための財政上その他の措置
 - ・農林水産物等の放射能濃度の測定等の措置
 - ・放射線による健康上の不安を解消するための措置
 - ・放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進
 - ・放射線の教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興・再生の推進を図るために計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項
△規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワントップ処理等）
- ・新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出
- ・復興特区法の課税の特例（＊）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（復興特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）
△地熱
＊（＊）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- ・農林水産業の復興・再生（消費拡大、生産基盤整備、加工・流通合理化、地域資源活用等支援）、中小企業の復興・再生（資金確保、人材育成、研究開発促進等支援）、職業の安定（職業指導、職業紹介、職業訓練等）、観光の振興（旅客来訪促進、観光地の魅力増進、国内外での宣伝、国際交流推進等支援）など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他の先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画
△計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容
△（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進（先端的研究開発推進、県の活用等支援）、企業立地の促進（立地促進、人材育成・確保等支援）など

福島の復興及び再生に關する施策の推進のために必要な措置

- ・避難指示区域から避難している者及び避難解除区域により避難解除区域に再び居住する者について、生活の安定を図るために総合的な措置
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るために基金に係る財政上の措置等
- ・復興大臣による適切かつ迅速な勧告

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（見直しの検討）

- ・施行後3年以内に、福島の復興・再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、法律の規定について検討

(参考) 主な福島復興・再生関連予算について

【平成23年度2次・3次補正予算】

福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
- 産業復興企業立地補助（経産省） 1,700億円 など
- 既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）
- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省） 1,000億円の内数 など
- 福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府・環境省） (962億+3,217億円の内数)

【平成24年度当初予算】

- 除染や放射線・健康不安の解消など [事業費の多くの部分が福島県で実施される]
 - 福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁） 42億円
 - 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施（環境省） 3,721億円 など
 - 事業の復興、公共事業など [事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される]
 - 東日本大震災復興交付金（復興庁） 1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
 - 公共事業等（復興庁への一括計上分） 4,881億円 など